資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年六月二十日であり、株主総会の決議は平成二十八年四月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年五月十二日

東京都港区三田三丁目四番一五号七〇一号室

イグレック有限会社

代表取締役　須藤　芳隆

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年六月十六日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年五月十二日

沖縄県沖縄市中央二丁目二番一号

有限会社タサトカメラ

代表取締役　田里　友三

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年五月二十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年五月十二日

東京都港区赤坂四丁目一五番一号

ヴォーパル・テクノロジーズ株式会社

代表取締役　ロバート・クレア

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしますので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月十二日

東京都大田区大森北一丁目六番八号

株式会社アイオイ・システム

代表取締役　多田　潔

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告いたします。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月十二日

東京都府中市新町三丁目三〇番三五号

三宝水産株式会社

代表取締役　中村　裕文

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年六月十三日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年五月十二日

埼玉県さいたま市見沼区宮ヶ谷塔三丁目一〇五番地

埼玉配電工事株式会社

代表取締役　佐藤　剛

合併につき株券等提出公告

当社は、栗林不動産株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年五月十二日

北海道室蘭市入江町一番地一九

栗林サービス株式会社

代表取締役　青山　康則

株式交換につき株券等提出公告

当社は、フィデアホールディングス株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年六月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年五月十二日

秋田県秋田市山王三丁目四番二三号

株式会社フィデア情報システムズ

代表取締役社長　菅原　晟

限定承認公告

本籍千葉県千葉市花見川区朝日ヶ丘三丁目二五六九番地三〇、最後の住所千葉県千葉市花見川区朝日ヶ丘三丁目二番一五号

被相続人　亡　押野見雅司

右被相続人は平成二十七年十二月十二日死亡し、その相続人は平成二十八年四月二十八日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十二日

東京都港区愛宕一丁目六番七号五〇七

吉浦法律事務所

限定承認者押野見のり子

代理人弁護士　吉浦　勇

限定承認公告

本籍埼玉県ふじみ野市丸山六番、最後の住所埼玉県ふじみ野市丸山六―二五

被相続人　亡　中山　順治

右被相続人は平成二十七年十一月十六日死亡し、その相続人は平成二十八年四月二十六日埼玉家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十二日

東京都豊島区西池袋一丁目一七番一〇号

エキニア池袋六階　城北法律事務所

限定承認者中山巖

代理人弁護士　田場　暁生

限定承認公告

本籍徳島県阿南市大潟町八九番地、最後の住所徳島県阿南市津乃峰町長浜三五三番地

被相続人　亡　高島　一己

右被相続人は平成二十八年一月十七日死亡し、その相続人は平成二十八年四月二十六日徳島家庭裁判所阿南支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十二日

愛知県豊橋市南松山町一二一番地

相続財産管理人　高島　和則

訂正公告

平成二十八年五月二日掲載（号外第九十九号）掲載の解散公告中、「清算人　佐藤　恵一」とあるは「清算人　古山　恵一」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年五月十二日

福島県福島市方木田字北谷地三番地の一

有限会社三井工業所

清算人　古山　恵一

正誤

ページ	段	行	誤	正
公布財務省令第十五号（所得税法施行規則等の一部を改正する省令）				
平成二十八年三月三十一日（号外特第十三号）				
（原稿誤り）				
四九二	下	終りから一三	申告書を提出する者及び当該申告書を提出する者の扶養親族のうち法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者とする。	申告書を提出する者及び当該申告書を提出する者の扶養親族のうち法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者とする。
四九三	上	〃一九	申告書を提出する者とする。	申告書を提出する者及び当該申告書を提出する者の扶養親族のうち法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者とする。
四九四	上	終りから八	告知書の規定）」	告知書）」
四九六	下	〃四	規則」に、	規則」に「範囲等」を「範囲等）」に、
〃	下	二〇～二一	「、第一項第二号」及び「で第一項第二号」	「、第一項第二号」
〃	〃	〃二～一	第三号又は」に改める。	第二号（ロに係る部分に限る。）又は」に「範囲等」を「範囲等」に改める。
四九八	上	一四	施行日	平成二十九年一月一日
（印刷誤り）				
四九七	上	終りから一八	「提供」）を	「提供」を

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十二日付第一〇五号四

◉付録　四月官報目録一六ページ

八ページ●同日付政府調達第八七号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）